

# 第5回士別市農業委員会総会議事録

令和3年10月27日

士別市農業委員会

## 第5回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月27日（水曜日）

午後 1時30分開会

午後 2時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第1	報告第1号	利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について
日程第2	報告第2号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第3	報告第3号	士別市青年等就農計画の認定について
日程第4	報告第4号	賃貸借契約の解約について
日程第5	議案第1号	土地の現況証明書の交付について
日程第6	議案第2号	農地法第2条の規定による農地の判断について
日程第7	議案第3号	農用地利用集積計画の決定について

---

### 出席委員（25名）

1番	上野浩二君	2番	湯浅悦子君
3番	山下篤君	4番	松井薫君
5番	古川昇君	6番	新田康仁君
7番	森野良次君	8番	鈴木淳一君
9番	寺崎徳仁君	11番	工藤修一君
12番	岡崎京子君	13番	本間一明君
14番	柳眞由美君	15番	梅津宣保君
16番	遠藤英俊君	17番	沼舘初男君
18番	鈴木茂樹君	19番	佐久間弘美君
20番	渡辺亨君	21番	村上幸博君
22番	栗本勝君	24番	鈴木庄一郎君
25番	小野寺悦子君	26番	木下一彦君
27番	保科隆志君		

---

### 出席説明員（4名）

事務局長	林秀忠君
主査	小林泉君
主事	古閑俊祐君

#### 4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第5回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は25名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、7番 森野 良次委員、9番 寺崎 徳仁委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「中山委員」「中澤委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外8件の再認定がありました。

なお、累計は、先月比 増減なしの 459 件 となっております。  
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 5 番について工藤委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に日程第 3、報告第 3 号、士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、青年等就農計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●の 新規認定の通知がありました。なお、累計は 3 件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 4、報告第 4 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 4 号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積2,779㎡。

証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、昭和57年月日不詳より格納庫を建設、平成11年月日不詳より車庫を建設及び平成年月日不詳より庭として、宅地利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西土別町、地番、●●●●外6筆、地目、公簿、田・畑、現況、山林、面積あわせて43,071㎡。

証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、30年ぐらい前より未利用地となっており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西3条15・17・18・19丁目、西4条17丁目、南町西3区・4区、南土別町、地番、●●●●外25筆、地目、公簿、田・畑、現況、雑種地、面積あわせて1,931.55㎡。

証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、年月日不詳より鉄塔を設置し、雑種地として利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

現地確認につきましては、番号1番は10月12日に各担当地区農業委員4名により実施し、番号2番と3番も10月12日に各担当地区農業委員3名により実施をしています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第2号 農地法第2条の規定による農地の判断について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第30条の規定により実施した農地利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項に定める農地該当の可否について、ご審議願います。

番号1番、土地の所有者、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積123 m<sup>2</sup>。

番号2番、土地の所有者、●●●●、所在、西士別、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積あわせて427 m<sup>2</sup>。

番号3番、土地の所有者、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、畑、面積555 m<sup>2</sup>。

番号4番、土地の所有者、●●●●、所在、川西町12線西、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積522 m<sup>2</sup>。

番号5番、土地の所有者、●●●●、所在、川西町13線西、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積582 m<sup>2</sup>。

番号6番、土地の所有者、●●●●、所在、川西町5線西、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、面積1,416 m<sup>2</sup>。

番号7番、土地の所有者、●●●●、所在、中士別町1線西、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、田、面積632 m<sup>2</sup>。

番号8番、土地の所有者、●●●●、所在、中士別町1線西、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、畑、面積あわせて2,204 m<sup>2</sup>。

番号9番、土地の所有者、●●●●、所在、中士別町1線西、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、面積あわせて1,188 m<sup>2</sup>。

番号10番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町19線南、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、田、面積あわせて1,612 m<sup>2</sup>。

番号11番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町21線南、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、面積1,385 m<sup>2</sup>。

番号12番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町22線南、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、田・畑、面積あわせて1,436 m<sup>2</sup>。

番号13番、土地の所有者、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、公簿、田、面積2,434 m<sup>2</sup>。

番号14番、土地の所有者、●●●●、所在、多寄町40線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積291 m<sup>2</sup>。

番号15番、土地の所有者、●●●●、所在、多寄町36線東、地番、●●●●外2筆、地目、公簿、畑、面積あわせて746 m<sup>2</sup>。

番号16番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積12,819 m<sup>2</sup>。

番号17番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、

面積あわせて 585 m<sup>2</sup>。

番号 18 番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、田、面積 645 m<sup>2</sup>。

番号 19 番、土地の所有者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積 381 m<sup>2</sup>。

番号 20 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 2 筆、地目、公簿、畑、面積あわせて 608 m<sup>2</sup>。

番号 21 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積 75 m<sup>2</sup>。

番号 22 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 4 筆、地目、公簿、畑、面積あわせて 13,085 m<sup>2</sup>。

番号 23 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積 1,396 m<sup>2</sup>。

番号 24 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外 2 筆、地目、公簿、畑、面積あわせて 462 m<sup>2</sup>。

番号 25 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積 287 m<sup>2</sup>。

番号 26 番、土地の所有者、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 3 筆、地目、公簿、畑、面積あわせて 19,402 m<sup>2</sup>。

農地利用状況調査につきましては、番号 1 番～6 番は 8 月 11 日に、番号 7 番～9 番は 8 月 19 日に、番号 10 番～13 番は 8 月 26 日に、番号 14 番・15 番は 8 月 11 日に、番号 16 番～19 番は 8 月 20 日に、番号 20 番～26 番は 8 月 12 日に、各担当地区農業委員により実施いたしました。

以上の案件につきましては、いずれも未利用地となっており、再生利用困難な農地であることから、農地法第 2 条第 1 項に定める農地に該当しないため、非農地と判断するものがあります。なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、所有者及び市・法務局等の関係機関に非農地通知書の送付をいたします。

以上で、説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町(12線西)、地番、●●●●外3筆、地目、畑、面積99,200㎡、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外7筆、地目、田・畑、面積92,230㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

以上、2件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第5回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）